

JNLA 認定試験事業者 各位

平成 31 (2019) 年 4 月 22 日  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター (IAJapan) 製品認定課

## 認定契約書の締結及び新デザインの ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの 提供方法について

平素より JNLA にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成31 (2019) 年2月1日のJNLA認定の一般要求事項の改正内容には、IAJapanが認定機関として満たすべき国際規格であるISO/IEC 17011:2017へ対応するための運用方法変更が含まれており、この改正に伴い、新たに認定契約書の締結が必要となりました。

また、上述の運用方法変更により、認定試験事業者様に配付しているILAC MRA組み合わせ認定シンボルにつきましてもデザインの変更（以下、「新認定シンボル」）を行いました。

つきましては、これらの変更内容について、次のとおり対応を行いますので、認定試験事業者におかれましては、内容をご確認の上、ご対応をお願いいたします。

### 1. 認定契約書の締結及び新認定シンボルの提供に係る対応期間について

対応期間：平成31 (2019) 年4月末から令和元 (2019) 年9月末日まで。

※ ご対応いただく内容につきましては、2. 及び3. をご確認ください。

### 2. 認定契約書の締結について

認定契約書は、2019年4月9日に改正した「JNLA登録及び認定の取得と維持のための手引き (JNRP22) 第21.1版」(以下「手引き」) に様式16Cとして掲載しております。

今後、弊課担当者から認定試験事業者の担当者様あてに弊センター所長が署名済の認定契約書2通を順次送付いたします。

送付された認定契約書内容をご確認いただき、2通の認定契約書それぞれに試験事業者代表者様の署名の上、1通を弊課担当者にご返送ください。

返送された認定契約書内容を弊課担当者が確認し、不備がなければ認定契約書が締結されます。

### 3. 新認定シンボルの提供及び切替え時期等について

#### 3.1 提供された新認定シンボルの受領連絡について

2. の認定契約書の締結後、認定試験事業者のご担当者様あてに、弊課担当者から電子媒体により、新認定シンボルを提供いたします。

ご担当者様におかれましては、提供された新認定シンボルが試験事業者様のPC上で利用可能であるかをご確認の上、新認定シンボルを受領した旨、弊課担当者までご連絡ください（新認定シンボルを電子媒体により提供するメールにご返信ください）。

なお、提供する新認定シンボルの電子媒体であるPDFファイル形式への対応が難しい場合は、別途ご相談ください。

### 3.2 新認定シンボルを使用した試験証明書様式等の提出について

新認定シンボルを受領されましたら、新認定シンボルを使用した試験証明書様式、マネジメントシステム文書中で認定シンボルの差し替えが必要な文書等、関連する様式、文書等の修正をお願いいたします。各試験証明書様式等の修正後、手引きの様式15の変更届と併せて変更した文書等の提出をお願いいたします。

なお、認定シンボルの差しかえを行った文書等について、変更届にて提出いただく文書は、手引き「(2のへ-3) マネジメントシステム文書のコピー」に規定された条件に該当する文書のみをご提出いただければ問題ありません。詳しくは手引きの該当箇所をご確認ください。

また、令和元（2019）年7月に工業標準化法令の改正により産業標準化法と法令名称が変更され、JNLAの根拠条項についても変更される予定です。

このため、試験証明書様式の変更にあたって、試験証明書上で法令名、法令の条項を引用されている場合は、「産業標準化法」へと改正が行われた後である、令和元（2019）年7月1日以降に試験証明書様式を変更していただき、変更届にて提出いただければ問題ございません。

### 3.3 新認定シンボルへの切替え時期について

広告等（名刺、ウェブサイト、広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体）におけるILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用されている場合、その切替え時期は、広告等の文書及び媒体を見直す時期、例えば、新たに名刺等を刷り直す時期に順次ご対応ください。また、「[IAJapan認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）](#)」をご確認いただき、認定シンボルの使用・管理及び認定の地位の主張に関する認定事業者の方針を規定に盛り込んだ文書を認定シンボルの使用・管理に関する方針としてお持ちください。

以上